

がんの教育・普及啓発について ～議論の背景～

事務局説明資料

がん対策推進基本計画

(平成24年6月)

(※)は第2期から盛り込まれた項目

重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成

(2) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

(3) がん登録の推進

(4) 働く世代や小児へのがん対策の充実(※)

全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築(※)

分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

1. がん医療

- ①放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進
- ②がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
- ③がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ④地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- ⑤医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組(※)
- ⑥その他(希少がん、病理診断、リハビリテーション)

2. がんに関する相談支援と情報提供

患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。

3. がん登録

法的位置づけの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。

4. がんの予防

平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。

5. がんの早期発見

がん検診の受診率を5年以内に50%(胃、肺、大腸は当面40%)を達成する。

6. がん研究

がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。

7. 小児がん(※)

5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。

8. がんの教育・普及啓発(※)

子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。

9. がん患者の就労を含めた社会的な問題(※)

就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

(取り組むべき施策)

健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討する。

地域性を踏まえて、がん患者とその家族、がんの経験者、がん医療の専門家、教育委員会をはじめとする教育関係者、国、地方公共団体等が協力して、対象者ごとに指導内容・方法を工夫した「がん」教育の試行的取組や副読本の作成を進めていくとともに、国は民間団体等によって実施されている教育活動を支援する。

国民への普及啓発について、国や地方公共団体は引き続き、検診や緩和ケアなどの普及啓発活動を進めるとともに、民間団体によって実施されている普及啓発活動を支援する。

患者とその家族に対しても、国や地方公共団体は引き続き、拠点病院等医療機関の相談支援・情報提供機能を強化するとともに、民間団体によって実施されている相談支援・情報提供活動を支援する。

(個別目標)

子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする。

国民に対しては、がん予防や早期発見につながる行動変容を促し、自分や身近な人ががんに罹患してもそれを正しく理解し、向かい合うため、がんの普及啓発活動をさらに進めることを目標とする。

患者に対しては、がんを正しく理解し向き合うため、患者が自分の病状、治療等を学ぶことのできる環境を整備する。患者の家族についても、患者の病状を正しく理解し、患者の心の変化、患者を支える方法などに加え、患者の家族自身も心身のケアが必要であることを学ぶことのできる環境を整備することを目標とする。

(進捗状況及び指標測定結果)

がん教育に関しては、文部科学省で有識者から成る検討会を設置し、今後のがん教育の在り方について検討を行うとともに、地域の実情を踏まえたモデル事業を実施しているところであり、平成28年度までにがん教育の基本方針や教材等の開発、外部人材の活用方法等についての方向性をとりまとめる予定である。

国民への普及啓発については、「がん対策推進企業アクション」、「がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業」の中で、がん検診及び緩和ケアの普及啓発を推進してきたが、平成26年11月に実施した世論調査において、がんの治療法や、たばこががんの最大の原因であるといった項目については、知っていると回答した者が6割を超えていたが、がん全体の5年生存率は50%を上回っていることや、将来は2人に1人ががんに罹ると推計されていること等について知っているとは回答した者は半数以下であり、概ね基本計画策定時と同様の結果となった。また、治療中に社会からのがんに対する偏見を感じたがん患者の割合は10.6%であった。

		2015年
C10e	拠点病院のがん患者のうち治療中に社会からのがんに対する偏見を感じた者の割合(偏見)	10.6%

拠点病院における情報提供については、新指針の中でがん相談支援センターの業務として、新たに就労に関する相談や患者活動に対する支援等を行うことを義務づけており、引き続き現場のニーズを確かめながら、相談支援・情報提供機能を充実させていく。

(がん対策推進協議会としてさらに推進が必要と考える事項)

がん教育については、モデル校の取組状況を踏まえつつ、平成29年度以降の全国展開を目指して、使用する教材の作成や教育体制の構築を進めていくことが重要である。

成人に対する普及啓発については、がん相談支援センターやがん情報サービス等の機能を活用するとともに、効果的な手法を検証して、がんが身近なものであること、予防によりがんのリスクを軽減できること、早期発見が可能ながんもあること等の普及啓発を推進していく必要がある。

学校におけるがん教育①

〇「がん教育」に関する政府と文部科学省のスケジュール

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
政府	<p>がん対策推進基本計画(平成24年6月策定)【平成24年度～平成28年度までの5年間】</p> <p>〇がんの教育・普及啓発 5年以内に、学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん教育」をどのようにすべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする</p>				
文部科学省	<p>①「がん教育」の在り方に関する検討会 文部科学省主催</p> <p>〇1年目 ・「がん教育」の基本方針について検討 ※フレームワークの検討 ・報告書の作成</p> <p>〇2年目 ・「がん教育」に必要な教材等の開発 ・外部人材の活用方法等について検討</p> <p>〇3年目 ・「がん教育」に必要な教材等の修正 ・外部人材の活用方法等について検討</p> <p>※「がん教育」推進のための準備期間</p>				
	<p>「がんに関する検討委員会」 日本学校保健会主催 (文部科学省補助金) 〇有識者からなる検討会を設置し学校における「がん教育」の在り方について検討</p>	<p>②モデル事業の実施 期待される成果 ・教育委員会等によるがんの教育用教材の作成 ・専門医等の講師派遣 ・教職員用研修会の開催 など</p> <p>〇1年目 希望地域において、事業を実施。</p> <p>〇2年目 基本方針を基に1年目の実施地域を中心に、地域を絞って実施。</p> <p>〇3年目 事業の課題の改善、教材等を活用して実施。</p> <p>学習指導要領改訂の必要性について検討</p>			

平成29年度から全国展開



学校におけるがん教育②

がんの教育総合支援事業 (平成26年度～28年度)

《 がん教育の在り方に関する検討会 》

- 〇事務局： 文部科学省
- 〇構成員： 教育委員会及び学校関係者、日本医師会、がん経験者、大学教授等
- 〇検討内容：
 - 学校におけるがん教育の基本的な考え方
 - がん教育の定義
 - がん教育の目標
 - がん教育の具体的内容 等
 - 今後の検討課題
 - がんに関する教材や指導参考資料の作成
 - 外部講師の確保
 - 研修 等

《 モデル事業 》

- 〇モデル地域： 都道府県・政令市教育委員会
- 平成26年度 21地域70校
平成27年度 21地域80校
平成28年度 26地域137校
- 〇事業内容：
 - 協議会の設置 (教育委員会、保健福祉部局、医師、学校関係者等)
 - 外部講師の確保・派遣
 - 研修会の開催
 - がんに関する教育教材の作成・配布
 - 地域全体に広めるための取組 等

《 がん教育教材WG 》

がん教育の具体的内容について検討し、がんに関する教材・指導参考資料として、がん教育推進のための教材を文部科学省において作成。

学校におけるがん教育の在り方について報告

平成27年3月
「がん教育」の在り方に関する検討会

外部講師を用いたがん教育ガイドライン

平成28年4月
文部科学省

がん教育推進のための教材

平成28年4月
文部科学省

国民に対するがんの普及啓発①

がん対策推進企業等連携事業

- 事務局:業務委託
(<http://www.gankenshin50.mhlw.go.jp>)
- 推進パートナー企業:2,150社・団体
(平成28年9月30日現在)
- 事業内容
 - ・企業、団体へのパートナー参画への呼びかけ
 - ・コンテンツ作成、Web運営などによる情報発信
 - ・事業者向け説明会等による意識啓発
 - ・職域等におけるがん検診受診促進に関する現状及び課題の把握
 - ・就労支援に関する現状及び課題の把握
 - ・シンポジウム開催による推進パートナーとの認識共有



がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業

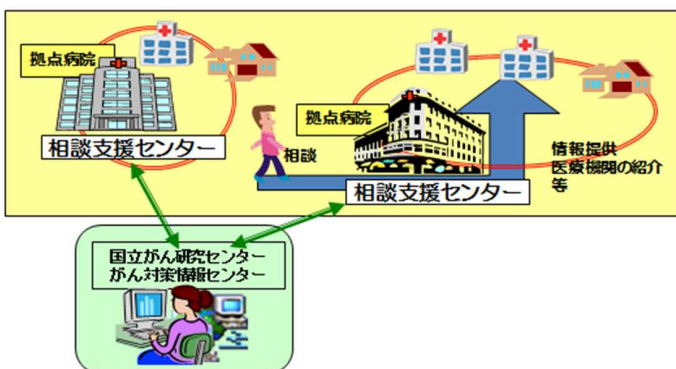
- 事務局:日本緩和医療学会への委託
- 事業内容
 - ・緩和ケア研修会等の実施
 - ・指導者の育成
 - ・研修用教材の改訂
 - ・普及啓発
街頭イベントや市民公開講座、ポスター配布等を通じて、国民に対して、緩和ケアに関する正しい知識・その必要性等に関する普及啓発を行う。



国民に対するがんの普及啓発②

がん相談支援センター

- 全てのがん診療連携拠点病院等に設置
(平成28年4月1日現在、427施設)
- 主な業務
 - ・各がんの病態、標準的治療方法等の情報提供
 - ・地域の医療機関、医療従事者の紹介
 - ・セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介
 - ・地域における医療機関の連携事例の紹介



国立がん研究センターがん対策情報センターがん情報サービス

- 運営:国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター(<http://ganjoho.jp>)
- 主な内容
 - ・各がんの解説、情報提供
 - ・診断・治療について
 - ・生活・療養について
 - ・予防・検診について
 - ・がんの統計
 - ・がん診療連携拠点病院等の検索



<がんの教育・普及啓発に関する現状と課題>

- 学校におけるがん教育については、文部科学省で設置した有識者会議で検討を行い、平成28年3月にがん教育の教材を作成し、外部講師の確保に関するガイドラインを取りまとめた。また、「がんの教育総合支援事業」の取組を通して、平成29年度以降のがん教育の全国展開を目指しているが、下記の課題が挙げられている。
 - ・ 教員のがんについての正しい知識や理解が不十分
 - ・ 外部講師への学校での指導方法等についての研修等が不十分
 - ・ 教材や外部講師を活用した指導の在り方・方法の充実
- 国民に対するがんの普及啓発については、「がん対策推進企業等連携事業」、「がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業」の中で、がん検診及び緩和ケアの普及啓発を推進してきた。また、がん相談支援センターや国立がん研究センターがん情報サービスにおいて、がんに関する情報提供を行ってきたが、下記の事項について引き続き検討が必要ではないか。
 - ・ がんに関する一般的な知識を広く社会で広めるための方策
 - ・ 民間団体により実施されている普及啓発活動への支援
 - ・ がんの普及啓発について、その効果の測定方法

10

<今後の方向性>

- 学校におけるがん教育
 - ・ 教員や外部講師(医師やがん経験者等)を対象とした研修会等を実施し、教員にはがんについての正しい知識や理解をうながすとともに、外部講師には学校でがん教育を実施する上での留意点や指導方法を伝える必要があるのではないかと。
 - ・ 外部講師を活用した指導の在り方・方法について検討する必要があるのではないかと。
- 国民に対するがんの普及啓発
 - ・ がんに関する一般的な知識を、広く社会で広めるための方策を検討する必要があるのではないかと。
 - ・ 引き続き、がん検診や緩和ケアなどの普及啓発を進める必要があるのではないかと。
 - ・ 民間団体により実施される普及啓発活動を支援するため、必要な取組を推進する必要があるのではないかと。
 - ・ がんの教育や普及啓発の効果測定方法について検討を行う必要があるのではないかと。

11